

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	後期高齢者医療保険に関する事務(後期高齢者保険料徴収事業)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、後期高齢者医療保険に関する事務(後期高齢者保険料徴収事業)における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和7年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務(後期高齢者医療保険料徴収事業)
②事務の概要	後期高齢者医療被保険者の資格状況の把握を行っている。 熊本県後期高齢者医療広域連合より受領した賦課情報を基に期割を行い、被保険者への納付書及び通知書の発行を行う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、滞納整理システム、市県民税システム、住民記録システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 保険料情報ファイル 2. 保険料期割情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 滞納情報ファイル 5. 特別徴収各種異動情報ファイル 6. 特別徴収結果情報ファイル 7. 特別徴収対象者情報ファイル 8. 特別徴収依頼情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第85項(高齢者の医療の確保に関する法律) 「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-6192 熊本県上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 健康づくり推進課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。 ②特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号及び本人情報が記載された申請書は、鍵付きのキャビネットに保管し、時間外は庁舎の窓及び扉等すべてを施錠している。 また、情報システムへのアクセスは、ID、パスワード及び顔認証を設定し物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保健課	健康福祉部 健康づくり推進課		
平成29年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健課長	健康づくり推進課長		
平成29年11月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 保健課	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 健康づくり推進課		
平成30年12月18日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年11月19日 時点		
平成30年12月18日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年11月19日 時点		
令和1年6月20日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日 時点	令和元年6月20日時点		
令和1年6月20日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日 時点	令和元年6月20日時点		
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目なし	今回新規様式		
令和2年8月4日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月20日 時点	令和2年8月4日 時点		
令和2年8月4日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月20日 時点	令和2年8月4日 時点		
令和6年3月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務企画部 総務課	〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課		
令和6年3月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 保健課	〒861-6192 熊本県上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 健康づくり推進課		
令和6年3月28日	IIしき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日 時点	令和6年1月31日 時点		
令和6年3月28日	IIしき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日 時点	令和6年1月31日 時点		
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務(後期高齢者医療申請受付事務)	後期高齢者医療保険に関する事務(後期高齢者医療保険料徴収事業)		
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、滞納整理システム、市県民税システム、住民記録システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、EUCシステム		
令和7年6月30日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1.保険料情報ファイル、2.保険料期割情報ファイル、3.特別徴収基本ファイル	1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 滞納情報ファイル 5. 特別徴収各種異動情報ファイル 6. 特別徴収結果情報ファイル 7. 特別徴収対象者情報ファイル 8. 特別徴収依頼情報ファイル		
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律	番号法第9条第1項 別表第85項(高齢者の医療の確保に関する法律)		
令和7年6月30日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年1月31日 時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年1月31日 時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である		
令和7年6月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。 ②特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		
令和7年6月30日	IVリスク対策 9. 監査 実施の有無		内部監査を追加		
令和7年6月30日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和7年6月30日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である		
令和7年6月30日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		個人番号及び本人情報が記載された申請書は、鍵付きのキャビネットに保管し、時間外は庁舎の窓及び扉等すべてを施錠している。 また、情報システムへのアクセスは、ID、パスワード及び顔認証を設定し物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。		